

第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画

令和7年3月

長野県

目 次

■ はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画期間	
■ 計画策定の背景	2
1 子ども・子育てを取り巻く状況	
2 第二期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況	
■ 計画の基本理念等	6
1 基本理念	
2 基本目標	
3 達成状況の点検及び評価	
■ 具体的施策の内容	8
第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	8
第1節 区域の設定について	8
第2節 教育・保育の需要と提供体制の確保	10
第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供	34
第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	35
第5節 教育・保育等、従事者の確保及び資質向上	36
第6節 地域子ども・子育て支援事業の推進	41
第7節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	48
第8節 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	48
第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	49
第1節 児童虐待防止対策の充実	49
第2節 社会的養育の充実・強化	52
第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進	55
第4節 障がい児施策の充実	57
長野県社会福祉審議会委員名簿	60
子育て支援専門分科会委員名簿	61
審議経過	62

■ はじめに

1 計画策定の趣旨

保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月より施行され、市町村は幼児教育・保育の実施主体として、5年間ごとの教育・保育の量や質の向上を定めた、子ども・子育てに関する計画（市町村「子ども・子育て支援事業計画」）を策定することになり、県はそれを支援する「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定しています。

県では、現行の「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が令和6年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、教育・保育の量や質の向上を目指す令和7年度からの新たな計画「第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第62条第1項及び、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日 内閣府告示第159号）に即して策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画（「長野県子ども・若者支援総合計画」）の一部を構成し、「長野県社会的養育推進計画（後期計画）」「長野県障がい者プラン2024」などの県の関連諸計画との整合を図ります。

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

〈長野県が策定している行動計画〉

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
都道府県行動計画	ながの子ども・子育て応援計画			長野県子ども・若者支援総合計画（H30～R4）					長野県子ども・若者支援総合計画（R5～R9）						
子ども・子育て支援事業支援計画	第1期				第2期				第3期						

■ 計画策定の背景

1 子ども・子育てを取り巻く状況

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などが更に進み、保護者が、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難になっています。

また、想定を上回る少子化の急速な進行より、保護者世代のきょうだい数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しい保護者が増えているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

一方、女性の社会進出や共働き家庭の増加等により、子育て家庭における母親のフルタイム就労率も上昇しており、3歳未満児保育や放課後児童クラブのニーズが高まっています。

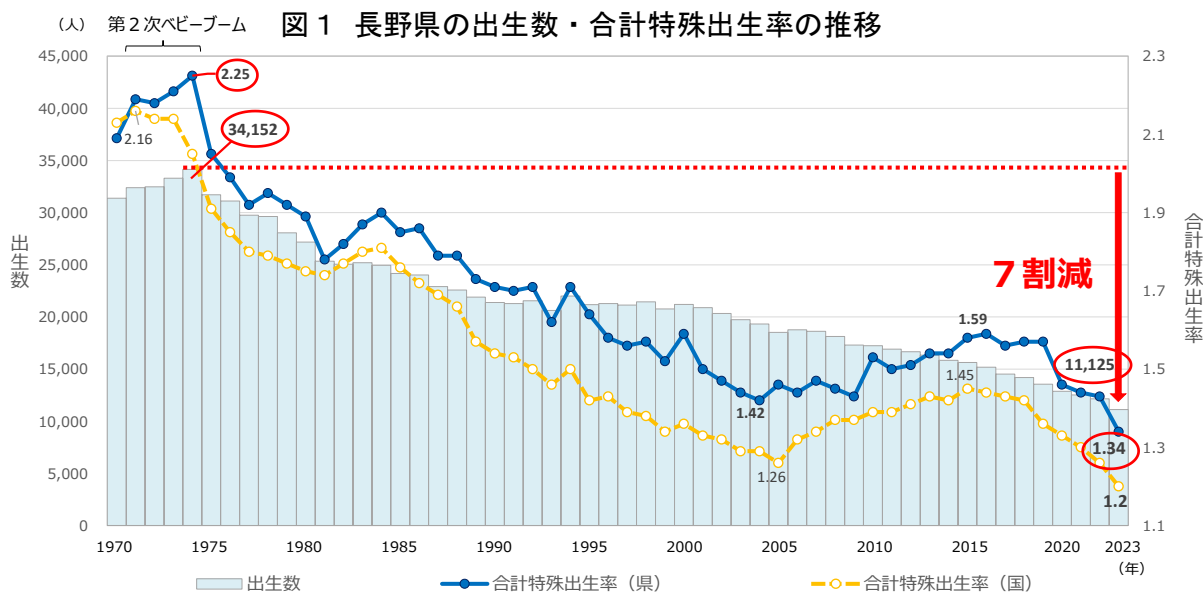
さらに、貧困の連鎖や生活困窮家庭の増加により、子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化し、就労の状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

子どもに関する状況では、少子化により、地域の子どもの数が減少しており、異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変化しています。

以上のような状況の中、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要であり、こうした取組を通じて、すべての子どもの健やかな育ちを実現することが求められています。

合計特殊出生率及び出生数は減少が続く

長野県の出生数は、第2次ベビーブーム期の昭和49年（1974年）には約34,000人に達していましたが、その後長期的に減少傾向が続き令和5年（2023年）には約11,125人となり約7割減しています。また、近年は4年連続で合計特殊出生率が低下するなど、少子化が深刻化しています。



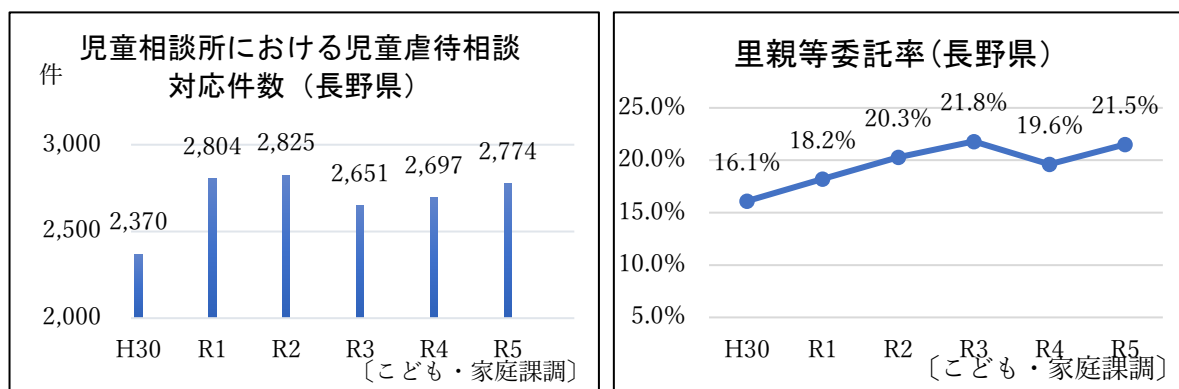
〔人口動態統計（厚生労働省）〕

児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子ども

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は令和2年度に 2,825 件と過去最高の件数となった後、高止まりの傾向にあります。

里親等委託率は、平成 26 年と令和 5 年を比較すると約 2 倍に増加しています。

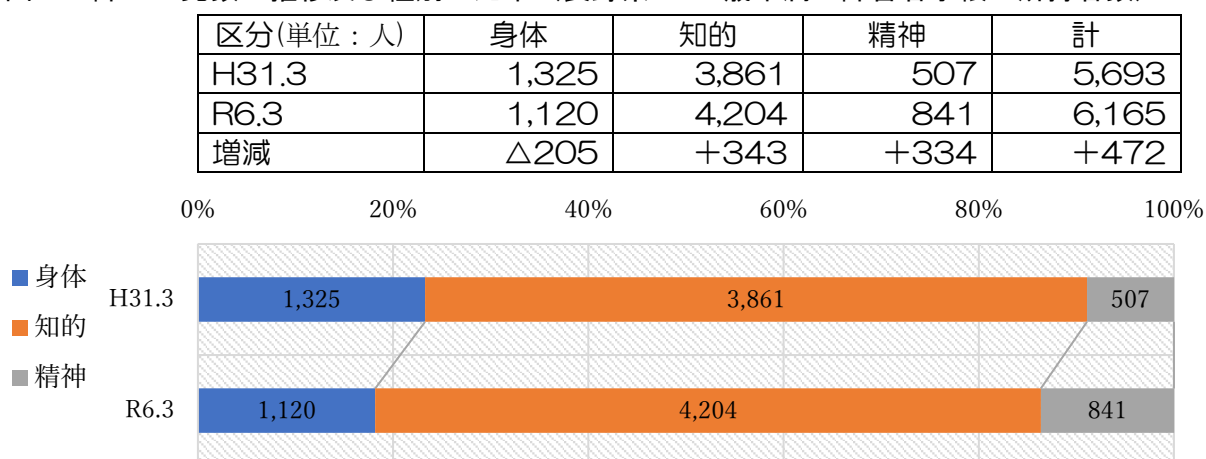
図 2 児童相談所における児童虐待相談対応件数及び里親等委託率



知的障がい・精神障がいと判定された子どもの数が増加

障がい児数は、平成 31 年から令和 6 年までの 5 年間で 7.9% の増となっています。このうち精神障がい児は約 1.6 倍と大きく増加しています。

図 3 障がい児数の推移及び種別の比率（長野県の 18 歳未満の障害者手帳の所持者数）

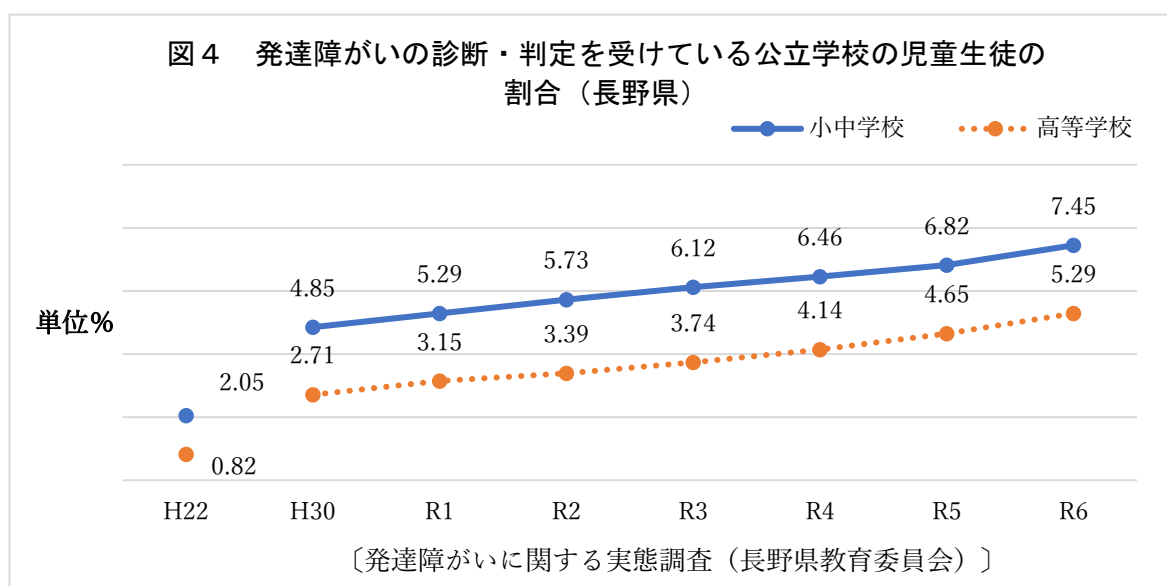


〔障がい者支援課、保健・疾病対策課調〕

発達障がいのある子どもの数が増加

発達障がいの診断・判定を受けている児童生徒数の割合は、調査開始時から毎年増加しています。

なお、小中学校ではA S Dや複数の発達障がいの診断等を受けている児童生徒の増加率が高く、高等学校では複数の発達障がいの診断等を受けている生徒の増加率が高い状況です。



2 第二期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況

概ね目標を達成しました。里親等委託率については、目標に沿って増加しています。

指標名	基準値 (H30)	実績 (R4年度) (2022年度) (A)	実績 (R5年度) (2023年度) (B)	目標 (C)	達成率 (B) / (C)
保育所等利用待機 児童数	101 人	9 人	9 人	0 人	未達
病児・病後児保育 利用可能市町村割 合(市町村数)	83.1% (64 市町村)	89.6% (69 市町村)	89.6% (69 市町村)	90.9% (70 市町村)	98.5%
放課後子どもプラ ン(児童クラブ・子 ども教室)登録児童 数	39,744 人	39,844 人	44,979 人	44,200 人	101.8%
里親等委託率	16.1%	19.6%	21.5%	23.8%	90.3%
母子家庭等就業・自 立支援センター登 録者の就業率	73.3%	75.0%	61.4%	80%	76.7%
信州やまほいく(信 州型自然保育)認定 園数	185 園	270 園	298 園	280 園	106.4%
保育士・幼稚園教諭 のキャリアアップ 研修受講者割合	16.5%	63.4%	71.2%	70%	101.7%
乳幼児検診の未受 診者の全数の状況 を把握する体制が ある市町村数	75 市町村	77 市町村	77 市町村	77 市町村 (R5)	100%

■ 計画の基本理念等

1 基本理念

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、保護者や家庭の中だけで子育てを担うことが難しくなっている現状があります。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親として子育てに喜びや生きがいを感じることができるような支援をすることです。

本県においては、豊かな自然や地域のぬくもりが残っていることから、このような特性を生かしながら、子どもが生まれた時から持っている育つ力を発揮して、能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく、心身ともに健やかでたくましく成長することができるよう、また、保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、安心して生活ができるよう、行政をはじめ、子育て支援関係者、地域住民など、社会全体で子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

2 基本目標

第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画（R2～6年度）の基本目標を継続し、**「みんなで支える子育て安心県」の構築**とします。

基本目標を実現するため、次のとおり具体的な達成目標を設定します。

【達成目標（指標）】

指標名	現状 (R5年度)	目標	備 考
保育所等利用待機児童数	9人	0人 (R11)	保育所等の利用に係る待機児童数
病児・病後児保育利用可能市町村割合(市町村数)	89.6% (69市町村)	100% (77市町村) (R11)	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」の利用可能な市町村割合、市町村数
ファミリー・サポートセンター事業利用可能市町村割合(市町村数)	68.8% (53市町村)	90.9% (70市町村) (R11)	地域で子育て支援を行うための相互援助組織であるファミリー・サポートセンターの利用可能な市町村割合、市町村数

放課後児童クラブ待機児童数	6人	0人 (R11)	放課後児童クラブの利用に係る待機児童数
里親等委託率	21.5%	55.6% (R11)	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	61.4%	80% (R11)	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った者の割合
信州やまほいく（信州型自然保育）認定園数	298 園	330 園 (R9)	信州の豊かな自然環境や多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を行う保育・幼児教育を行う施設として県の認定を受けた園数
妊婦健康診査の未受診者を把握して支援する体制がある市町村数	58 市町村	77 市町村 (R11)	妊婦健康診査の未受診者を把握して支援する体制がある市町村数
こども家庭センターを設置する市町村数	33 市町村	77 市町村 (R11)	すべての子どもとその家庭、妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供する「こども家庭センター」を設置する市町村数
理想の子どもの数を持っていない理由として育児の心理的負担等を挙げた人の割合	21.4% (R4)	17.0%以下 (R9)	結婚・出産・子育てに関する県民意識調査において、理想の子どもの数を持っていない理由として回答した人の割合

3 達成状況の点検及び評価

本計画に掲げる施策の実施状況については、毎年度、把握・評価し、「社会福祉審議会子育て支援専門分科会」において確認・審議するとともに、県のホームページ等で公表します。

また、本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて、計画期間の中間年を目安に、本計画の見直しを行います。

■ 具体的施策の内容

第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

第1節 区域の設定について

幼児期の学校教育・保育の基盤整備や地域子ども・子育て支援の効率的かつ効果的な推進のためには、市町村の区域を越えた広域的な調整が重要であることから、幼児期の学校教育・保育の需要と提供内容を定める単位として、区域を設定します。

本県における区域は、隣接市町村間における保育所等の広域利用の実態に即し、保健福祉事務所単位の10区域とします。

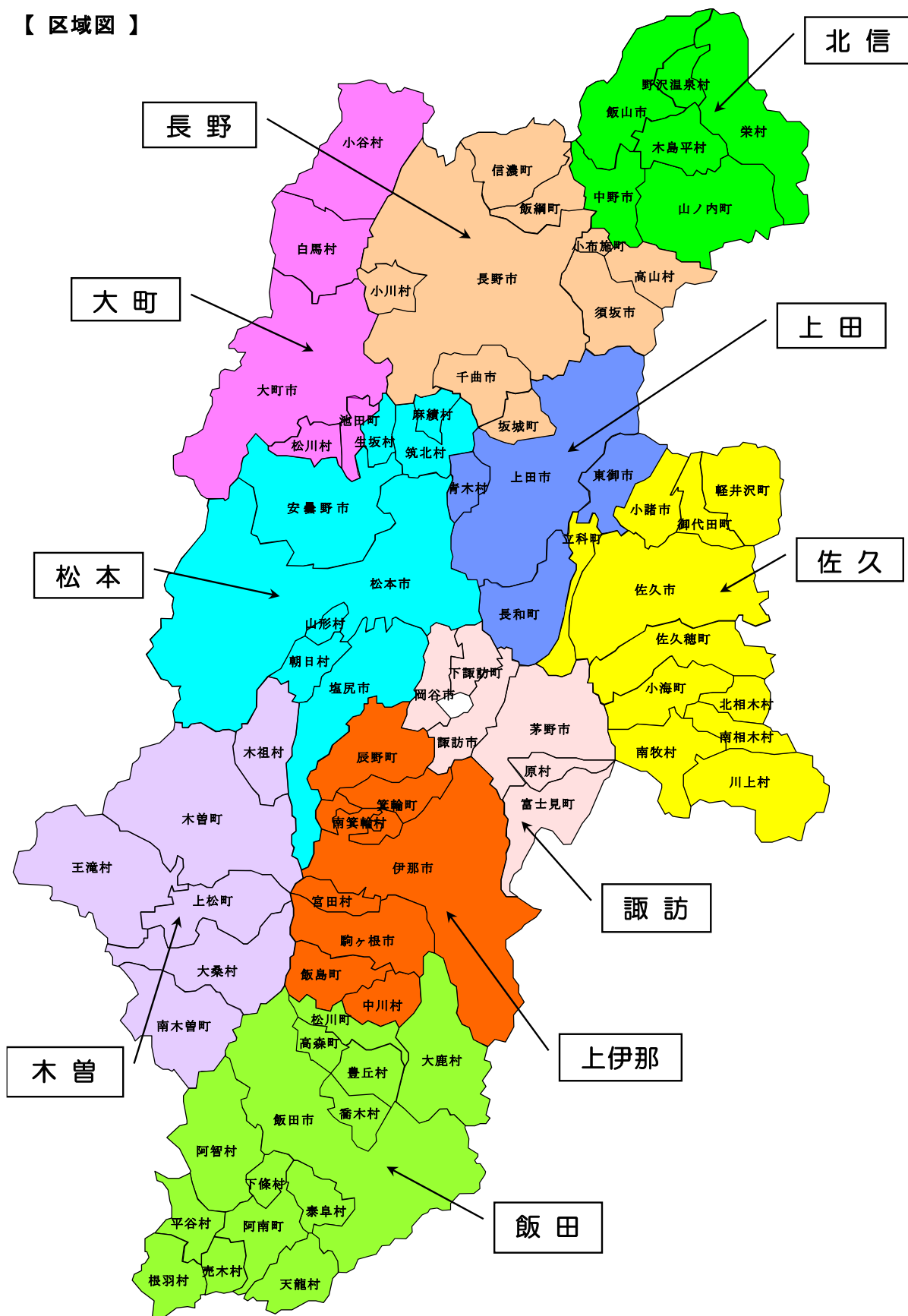
この10区域は、従来から関係性の強い地域のまとまりであり、それぞれの区域内において独自の生活圏・文化圏を形成していると考えられるため、地域の実情や特性に即した支援が可能です。

また、保健・福祉等、他分野の県計画も同じ区域設定となっていることから、それらの計画と整合性を図ることが可能です。

【 区域一覧 】

区域名	構 成 市 町 村
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町 (11)
上 田	上田市、東御市、長和町、青木村 (4)
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 (6)
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 (8)
飯 田	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 (14)
木 曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村 (6)
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 (8)
大 町	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村 (5)
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村 (9)
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村 (6)

【 区域図 】



第2節 教育・保育の需要と提供体制の確保

ア 「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」

県全体及び設定した10区域について、認定区分ごとの教育・保育の需要と提供内容を定めます。

教育・保育の需要は、就学前児童がいる保護者に対し、市町村が実施した利用希望調査等のアンケート調査の結果をもとに算出した「市町村子ども・子育て支援事業計画」における数値を区分ごとに集計した数値とします。

なお、本県では、計画上不足分が発生している3号認定（0～2歳児）については、不足集計した際に区域ごとに不足分が明確になるよう、市町村域で充足している場合は、項目ごと、需要と提供内容を同数値として合計します。

令和11年度においても、地域によっては提供内容の不足が生じますが、市町村間の広域利用や、定員の弾力化等により、待機児童が発生しないよう市町村において利用調整を図ります。

また、教育・保育の需要に対する提供内容の不足分について、解消できるよう、保育士の確保に向けた取組など市町村の取組を支援します。

表の見方

計画年度(各4月1日時点)		①	1号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号による子どもの認定区分(以下①、②、③同じ)で満3歳以上小学校就学前の、教育を希望する(保育を必要としない)子ども
① 1号認定	量の見込み(需要)④	②	2号認定	満3歳以上小学校就学前の、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども
	確保方策(利用定員)⑤			
	特定教育・保育施設 ⑥			
	確認を受けない幼稚園 ⑦			
	幼稚園+預かり保育 ⑧			
	過 不 足	③	3号認定	満3歳未満の、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども
② 2号認定	量の見込み(需要)④	④	量の見込み(需要)	今後、教育・保育施設、事業所の利用が見込まれる児童数 現行の利用状況や今後の利用希望(アンケート等)を踏まえて市町村が推計
	確保方策(利用定員)⑤			
	特定教育・保育施設 ⑥			
	幼稚園+預かり保育 ⑧	⑤	確保方策(利用定員)	各施設・事業所の利用定員の合計
	企業主導型保育施設 ⑨			
	認可外保育施設 ⑩			
	過 不 足	⑥	特定教育・保育施設	市町村長の確認(施設設置者や事業者からの申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設や事業所が給付費(委託料)の対象となることの確認、以下同じ。)を受けた幼稚園、保育所、認定こども園
③ 3号認定 0歳児	量の見込み(需要)④	⑦	確認を受けない幼稚園	市町村長の確認を受けない幼稚園(私学助成等を受ける幼稚園)
	確保方策(利用定員)⑤			
	特定教育・保育施設 ⑥			
	地域型保育事業所 ⑪			
	企業主導型保育施設 ⑨			
	認可外保育施設 ⑩			
	幼稚園接続保育 ⑫			
	過 不 足	⑧	幼稚園+預かり保育	幼稚園(特定養育・保育施設に該当しないものを含む。)における長時間・通年の預かり保育
③ 3号認定 1歳2歳児	量の見込み(需要)④	⑨	企業主導型保育施設	国が定める設置基準を満たした事業所内保育所で、従業員以外が利用できる地域枠の内、市町村の利用者支援の対象としたもの
	確保方策(利用定員)⑤			
	特定教育・保育施設 ⑥			
	地域型保育事業所 ⑪			
	企業主導型保育施設 ⑨			
	認可外保育施設 ⑩			
	幼稚園接続保育 ⑫			
	過 不 足	⑩	認可外保育施設	児童福祉法に基づく知事の認可を受けていない施設の内、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設
③ 3号認定 1歳2歳児	特定教育・保育施設 ⑥	⑪	地域型保育事業所	保育所より少人数単位で乳幼児を保育する事業所で、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所の4類型がある
	地域型保育事業所 ⑪			
	企業主導型保育施設 ⑨			
	認可外保育施設 ⑩			
	幼稚園接続保育 ⑫			
	過 不 足	⑫	幼稚園接続保育	幼稚園による0~満3歳未満児の受入れ

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（県全域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	9,281	8,994	8,693	8,453	8,266
	確保方策(利用定員)	B	10,797	10,618	10,413	10,210	10,169
	特定教育・保育施設		8,404	8,398	8,194	8,084	8,030
	確認を受けない幼稚園		2,298	2,128	2,128	2,034	2,047
	幼稚園＋預かり保育		95	92	91	92	92
	過不足	C=B-A	1,516	1,624	1,720	1,757	1,903
2号認定	量の見込み(需要)	D	30,983	29,956	28,751	27,725	26,989
	確保方策(利用定員)	E	34,797	34,183	33,810	33,376	33,069
	特定教育・保育施設		34,468	33,862	33,488	33,054	32,748
	幼稚園＋預かり保育		111	110	110	110	110
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		218	211	212	212	211
	過不足	F=E-D	3,814	4,227	5,059	5,651	6,080
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	2,992	3,009	3,012	3,021	3,019
	確保方策(利用定員)	H	2,954	2,998	3,004	3,012	3,008
	特定教育・保育施設		2,656	2,671	2,658	2,659	2,651
	地域型保育事業所		255	284	305	312	317
	企業主導型保育施設		30	29	30	30	30
	認可外保育施設		13	14	11	11	10
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲ 38	▲ 11	▲ 8	▲ 9	▲ 11
3号認定 1歳2歳児	量の見込み(需要)	J	13,956	13,742	13,844	13,784	13,742
	確保方策(利用定員)	K	13,927	13,734	13,843	13,783	13,741
	特定教育・保育施設		12,977	12,722	12,788	12,706	12,642
	地域型保育事業所		756	819	865	889	912
	企業主導型保育施設		82	82	82	82	82
	認可外保育施設		104	103	100	98	97
	幼稚園接続保育		8	8	8	8	8
	過不足	L=K-J	▲ 29	▲ 8	▲ 1	▲ 1	▲ 1

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（佐久圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	1,371	1,367	1,256	1,198	1,171
	確保方策(利用定員)	B	1,371	1,367	1,276	1,218	1,191
	特定教育・保育施設		1,237	1,237	1,146	1,087	1,060
	確認を受けない幼稚園		40	40	40	40	40
	幼稚園＋預かり保育		94	90	90	91	91
	過不足	C=B-A	0	0	20	20	20
2号認定	量の見込み(需要)	D	3,098	3,009	2,794	2,641	2,552
	確保方策(利用定員)	E	3,103	3,025	2,994	2,923	2,887
	特定教育・保育施設		3,067	2,989	2,958	2,887	2,851
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		36	36	36	36	36
	過不足	F=E-D	5	16	200	282	335
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	386	386	389	388	388
	確保方策(利用定員)	H	370	378	384	382	380
	特定教育・保育施設		351	356	362	360	358
	地域型保育事業所		12	15	15	15	15
	企業主導型保育施設		7	7	7	7	7
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲16	▲8	▲5	▲6	▲8
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,379	1,332	1,344	1,326	1,313
	確保方策(利用定員)	K	1,374	1,332	1,344	1,326	1,313
	特定教育・保育施設		1,297	1,247	1,251	1,233	1,220
	地域型保育事業所		45	53	61	61	61
	企業主導型保育施設		28	28	28	28	28
	認可外保育施設		4	4	4	4	4
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	▲5	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（上田圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	995	954	951	931	941
	確保方策(利用定員)	B	995	954	951	931	941
	特定教育・保育施設		824	813	810	804	801
	確認を受けない幼稚園		171	141	141	127	140
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(需要)	D	2,745	2,622	2,573	2,503	2,501
	確保方策(利用定員)	E	2,745	2,622	2,573	2,503	2,501
	特定教育・保育施設		2,713	2,590	2,541	2,471	2,469
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		32	32	32	32	32
	過不足	F=E-D	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	386	384	382	381	379
	確保方策(利用定員)	H	386	384	382	381	379
	特定教育・保育施設		347	345	343	342	340
	地域型保育事業所		39	39	39	39	39
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,377	1,408	1,412	1,406	1,402
	確保方策(利用定員)	K	1,377	1,408	1,412	1,406	1,402
	特定教育・保育施設		1,266	1,297	1,301	1,295	1,291
	地域型保育事業所		102	102	102	102	102
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		9	9	9	9	9
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（諏訪圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	386	370	359	346	333
	確保方策(利用定員)	B	547	544	553	548	548
	特定教育・保育施設		547	544	553	548	548
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	161	174	194	202	215
2号認定	量の見込み(需要)	D	3,063	2,994	2,801	2,675	2,654
	確保方策(利用定員)	E	4,506	4,404	4,446	4,439	4,433
	特定教育・保育施設		4,506	4,404	4,446	4,439	4,433
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	過不足	F=E-D	1,443	1,410	1,645	1,764	1,779
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	193	191	188	185	181
	確保方策(利用定員)	H	190	188	185	182	178
	特定教育・保育施設		160	158	156	153	149
	地域型保育事業所		23	23	23	23	23
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		7	7	6	6	6
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲3	▲3	▲3	▲3	▲3
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,009	1,015	1,023	1,004	986
	確保方策(利用定員)	K	1,009	1,015	1,022	1,003	985
	特定教育・保育施設		944	951	957	938	920
	地域型保育事業所		44	44	44	44	44
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		21	20	21	21	21
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	▲1	▲1	▲1

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（上伊那圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	223	176	175	169	166
	確保方策(利用定員)	B	224	180	180	170	175
	特定教育・保育施設		223	178	179	169	174
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育		1	2	1	1	1
	過不足	C=B-A	1	4	5	1	9
2号認定	量の見込み(需要)	D	3,396	3,219	3,082	2,972	2,876
	確保方策(利用定員)	E	3,396	3,219	3,082	2,972	2,876
	特定教育・保育施設		3,391	3,215	3,078	2,967	2,871
	幼稚園＋預かり保育		2	1	1	1	1
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		3	3	3	4	4
	過不足	F=E-D	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	181	186	184	190	189
	確保方策(利用定員)	H	181	186	184	190	189
	特定教育・保育施設		174	179	177	180	179
	地域型保育事業所		6	6	6	9	9
	企業主導型保育施設		1	0	1	1	1
	認可外保育施設		0	1	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,379	1,326	1,343	1,335	1,323
	確保方策(利用定員)	K	1,379	1,326	1,343	1,335	1,323
	特定教育・保育施設		1,361	1,308	1,325	1,317	1,305
	地域型保育事業所		12	12	12	12	12
	企業主導型保育施設		4	4	4	4	4
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		2	2	2	2	2
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（飯田圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	295	288	283	276	268
	確保方策(利用定員)	B	295	288	283	276	268
	特定教育・保育施設		295	288	283	276	268
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(需要)	D	2,763	2,696	2,613	2,543	2,431
	確保方策(利用定員)	E	2,763	2,696	2,613	2,543	2,431
	特定教育・保育施設		2,753	2,689	2,605	2,535	2,423
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		10	7	8	8	8
	過不足	F=E-D	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	325	318	313	308	304
	確保方策(利用定員)	H	319	318	313	308	304
	特定教育・保育施設		310	309	304	299	295
	地域型保育事業所		9	9	9	9	9
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲6	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	1,332	1,271	1,243	1,213	1,196
	確保方策(利用定員)	K	1,332	1,271	1,243	1,213	1,196
	特定教育・保育施設		1,258	1,196	1,173	1,140	1,125
	地域型保育事業所		70	70	66	70	68
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		4	5	4	3	3
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（木曽圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	19	21	19	21	18
	確保方策(利用定員)	B	19	21	19	21	18
	特定教育・保育施設		19	21	19	21	18
	確認を受けない幼稚園						
	幼稚園＋預かり保育						
	過不足	C=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(需要)	D	255	225	198	187	182
	確保方策(利用定員)	E	279	250	231	221	221
	特定教育・保育施設		279	250	231	221	221
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	過不足	F=E-D	24	25	33	34	39
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	17	20	20	20	19
	確保方策(利用定員)	H	17	20	20	20	19
	特定教育・保育施設		17	20	20	20	19
	地域型保育事業所		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	94	89	85	84	83
	確保方策(利用定員)	K	94	89	85	84	83
	特定教育・保育施設		94	89	85	84	83
	地域型保育事業所		0				
	企業主導型保育施設		0				
	認可外保育施設		0				
	幼稚園接続保育		0				
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（松本圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	2,221	2,145	2,073	2,004	1,933
	確保方策(利用定員)	B	2,398	2,306	2,285	2,268	2,249
	特定教育・保育施設		2,111	2,159	2,138	2,121	2,102
	確認を受けない幼稚園		287	147	147	147	147
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	177	161	212	264	316
2号認定	量の見込み(需要)	D	6,850	6,700	6,554	6,415	6,269
	確保方策(利用定員)	E	7,202	7,183	7,143	7,119	7,095
	特定教育・保育施設		7,084	7,067	7,027	7,004	6,981
	幼稚園＋預かり保育		5	5	5	5	5
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		113	111	111	110	109
	過不足	F=E-D	352	483	589	704	826
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	459	473	479	485	491
	確保方策(利用定員)	H	446	473	479	485	491
	特定教育・保育施設		322	329	315	316	317
	地域型保育事業所		117	137	157	162	167
	企業主導型保育施設		7	7	7	7	7
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	▲ 13	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	2,834	2,832	2,891	2,930	2,974
	確保方策(利用定員)	K	2,810	2,824	2,891	2,930	2,974
	特定教育・保育施設		2,409	2,380	2,404	2,423	2,447
	地域型保育事業所		362	405	448	468	488
	企業主導型保育施設		14	14	14	14	14
	認可外保育施設		25	25	25	25	25
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	▲ 24	▲ 8	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（大町圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	152	149	141	137	135
	確保方策(利用定員)	B	162	174	166	162	162
	特定教育・保育施設		162	174	166	162	162
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	10	25	25	25	27
2号認定	量の見込み(需要)	D	697	646	642	614	606
	確保方策(利用定員)	E	718	706	689	670	661
	特定教育・保育施設		614	602	585	566	557
	幼稚園＋預かり保育		104	104	104	104	104
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	過不足	F=E-D	21	60	47	56	55
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	52	52	52	52	51
	確保方策(利用定員)	H	52	52	52	52	51
	特定教育・保育施設		41	35	35	35	34
	地域型保育事業所		11	17	17	17	17
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	295	289	286	291	291
	確保方策(利用定員)	K	295	289	286	291	291
	特定教育・保育施設		272	253	250	255	248
	地域型保育事業所		17	30	30	30	37
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		6	6	6	6	6
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（長野圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	3,402	3,289	3,183	3,102	3,033
	確保方策(利用定員)	B	4,334	4,332	4,249	4,168	4,168
	特定教育・保育施設		2,764	2,762	2,679	2,678	2,678
	確認を受けない幼稚園		1,570	1,570	1,570	1,490	1,490
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	932	1,043	1,066	1,066	1,135
2号認定	量の見込み(需要)	D	6,982	6,815	6,596	6,428	6,239
	確保方策(利用定員)	E	8,522	8,522	8,513	8,493	8,478
	特定教育・保育施設		8,498	8,500	8,491	8,471	8,456
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		24	22	22	22	22
	過不足	F=E-D	1,540	1,707	1,917	2,065	2,239
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	871	884	897	914	923
	確保方策(利用定員)	H	871	884	897	914	923
	特定教育・保育施設		823	836	848	865	874
	地域型保育事業所		33	33	34	34	34
	企業主導型保育施設		15	15	15	15	15
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	3,764	3,729	3,800	3,807	3,817
	確保方策(利用定員)	K	3,764	3,729	3,800	3,807	3,817
	特定教育・保育施設		3,622	3,587	3,657	3,663	3,673
	地域型保育事業所		86	86	87	88	88
	企業主導型保育施設		36	36	36	36	36
	認可外保育施設		20	20	20	20	20
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について（北信圏域）

単位：人

計画年度(各4月1日時点)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み(需要)	A	217	235	253	269	268
	確保方策(利用定員)	B	452	452	451	448	449
	特定教育・保育施設		222	222	221	218	219
	確認を受けない幼稚園		230	230	230	230	230
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	過不足	C=B-A	235	217	198	179	181
2号認定	量の見込み(需要)	D	1,134	1,030	898	747	679
	確保方策(利用定員)	E	1,563	1,556	1,526	1,493	1,486
	特定教育・保育施設		1,563	1,556	1,526	1,493	1,486
	幼稚園＋預かり保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	過不足	F=E-D	429	526	628	746	807
3号認定 0歳児	量の見込み(需要)	G	122	115	108	98	94
	確保方策(利用定員)	H	122	115	108	98	94
	特定教育・保育施設		111	104	98	89	86
	地域型保育事業所		5	5	5	4	4
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		6	6	5	5	4
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	I=H-G	0	0	0	0	0
3号認定 1～2歳児	量の見込み(需要)	J	493	451	417	388	357
	確保方策(利用定員)	K	493	451	417	388	357
	特定教育・保育施設		454	414	385	358	330
	地域型保育事業所		18	17	15	14	12
	企業主導型保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		21	20	17	16	15
	幼稚園接続保育		0	0	0	0	0
	過不足	L=K-J	0	0	0	0	0

イ 認可・需給調整に関する基本的な考え方

- 県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則として認可・認定を行います。

ただし、当該認定こども園・保育所が所在する認定区域における教育・保育の確保方策の数値（確認を受けない幼稚園を含む）が県計画で定める量の見込みに達している場合は、必要に応じて需給調整（新たな認可等の制限）を行います。

ウ 幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整

- 県は、認定こども園への移行を推進する立場から、確保方策の数値が量の見込みに達していることにより、新たな認定こども園の設置が制約を受けないよう、量の見込みに上乗せする「県計画で定める数」を設定する必要があります。

「県計画で定める数」は、幼稚園から認定こども園への移行希望や幼稚園の設置状況を勘案して、区域ごとに下記のとおり定めます。

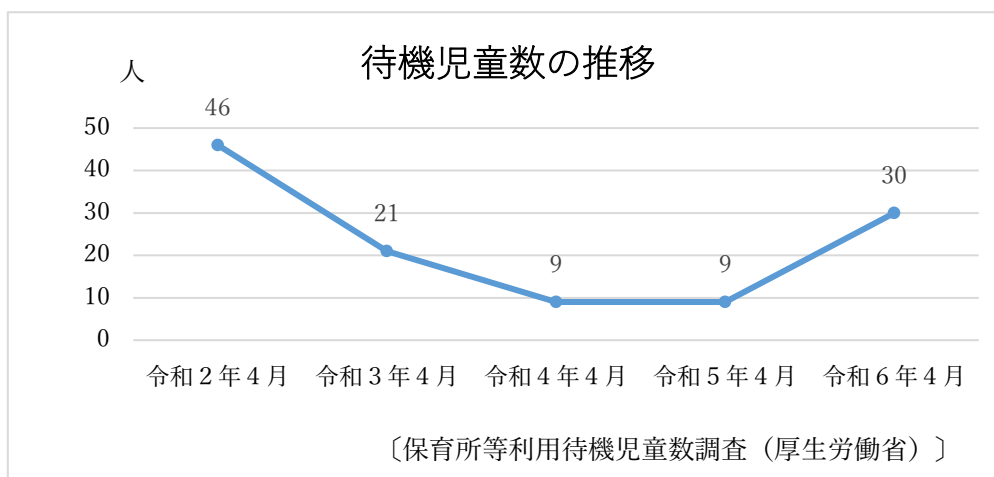
県計画で定める数（幼稚園から認定こども園に移行する場合）（単位：人）

区域名	構成市町村	上乗せ数値
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	250
上 田	上田市、東御市、長和町、青木村	150
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	100
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0
飯 田	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0
木 曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	0
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	400
大 町	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	400
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0
県 計		1300

エ 待機児童の状況

〈現状と課題〉

- 県内の待機児童数は、平成30年の101人をピークに減少していましたが、令和6年4月1日時点では30人と再び増加しています。
- 新型コロナウイルスの5類移行に伴う雇用環境の改善による3歳未満児の保育ニーズの増加や保育士不足による利用定員の減少等が要因と考えられます。
- 3歳未満児の保育ニーズは、少子化による子どもの数の減少が見込まれる一方、保育料の無償化や軽減策の充実及び深刻化する人手不足等により、当面ゆるやかに増加していく見通しであることから、保育の受け皿不足や保育士不足の深刻化により、待機児童が増加するという状況も懸念されます。



〈施策の方向性〉

- 平成29年度から開始した「保育士人材バンク」について、令和6年度から「保育士・保育所支援センター」に改称し、新たに潜在保育士の復職の伴走支援等を行う「保育士キャリアアドバイザー」を配置して、保育士の就業マッチングや潜在保育士の復職支援体制の強化を行いました。今後は、保育士養成校と連携した新卒保育士の確保に係る取組や、各種研修の充実等により、保育士不足に起因する待機児童の抑制を図ります。

【保育士・保育所支援センター実績】					
※R5までは保育士人材バンクの名称で運営					
	R元	R2	R3	R4	R5
マッチング数	82	46	42	22	39
うち待機児童発生市町村マッチング数	25	21	29	9	13

- 保育士養成施設への入学者に条件付返済免除型の就学資金等を貸与することにより、県内保育所等への就職者を安定的に確保するとともに新卒保育士

の県内定着を促進します。また、本貸付金の積極的な活用が図られるよう、周知の強化を図ります。

【修学資金等貸付実績と県内就職者(人)】					
	R2	R3	R4	R5	R6
修学資金	175	158	142	99	121
上記のうち県内保育所就職者	146(R4)	123(R5)	104(R6)		
潜在保育士保育料	13	7	7	6	8
潜在保育士就職準備金	13	11	10	3	6
R3、R4の修学資金貸与者の一部は現在在学中					

- 保育士・保育所等実態調査（令和5年度実施）において、退職を考える理由の上位に「仕事が多い」「労働時間が長い」が占めており、処遇改善だけでなく、職場環境の改善が喫緊の課題となっています。このため、市町村等と連携し、保育現場における ICT 化の推進や保育補助者等の積極的活用による保育士の負担軽減をさらに推進するとともに、保育所の管理者向けのマネジメント研修を開催し、保育士の定着を図ります。

オ 人口減少が著しい地域における保育機能の確保・強化

〈現状と課題〉

- 人口減少が著しい地域においては、今後、少子化の影響を大きく受けることから、1号、2号認定（3歳以上児）を中心に、量の見込みが確保方策を大きく下回る（定員割れ）教育・保育施設の増加が見込まれます。
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営や集団保育が困難になる施設が生じる可能性があります。

〈施策の方向性〉

- 教育・保育施設は、子どもの安全な心身の発達を図り、保護者が安心して子育てをしながら働くためになくてはならない施設であることに加え、子育て家庭の支援を行う重要な施設です。
- 地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の市町村が行う計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進めます。
- 教育・保育施設の多機能化については、先行事例や多機能化等の効果や課題等の情報を関係機関に提供するなど、市町村等が行う取組を支援します。

カ 信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について

〈現状と課題〉

- 平成 27 年 4 月に全国に先駆けて、信州の豊かな自然環境や地域資源を活用した屋外での体験活動を行う園を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（愛称：信州やまほいく）認定制度」を制定しました。
- 信州の自然保育は、子どもが生来持っている「自ら学び成長しようとする力」が自然や地域での体験活動を通じて育まれることを大切にするものであり、自然の中で思う存分に活動することで、将来の自立した人生につながる自己肯定感と自信が育まれることを期待するものです。
- 自然保育のさらなる普及のためには、各種啓発事業を行い、社会的認知と信頼性の向上を図り、保護者や保育者、一般への自然保育の理解度を高めることが必要です。
- 子育て世代や保育者の移住の促進につなげるため、信州型自然保育の認知度の向上など、今後も積極的な情報発信が必要です。
- 自然保育を行う園に通う子どもの豊かな成長が保障され、県内各地に自然保育が普及するためには自然保育の質の向上と専門性の高い人材の確保が不可欠です。

〈施策の方向性〉

- 長野県の豊かな自然と温かな地域の中で、幼児期の子どもの意欲、興味、関心、創造性、コミュニケーション能力といった非認知能力や豊かな人間性、体力といった「人間力の基本」となる「生きる力」を育み、また自然保育の社会的信頼性の向上を図ることにより、「子育て先進県ながの」の特色ある保育・幼児教育を確立し、県内外に普及させます。
- 所得にかかわらず自然保育を受ける機会を確保するため、認定園のうち認可外保育施設を利用し、国の幼児教育無償化の対象とならない世帯の保育料を支援します。
- 認定団体の保育環境の向上のため、公的助成のない団体（認可外保育施設）へ職員の処遇向上を目的とした人件費の助成及び自然保育活動を行う団体に対する助成を行います。
- 認定団体が自然保育についての理解や経験を実践的に深めることができるよう、認定団体のニーズに応じた選択型研修を実施します。
- 自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」の運用やセミナー等を通して、信州型自然保育の周知及び県内外の子育て世代や保育者への積極的な情報発信を行います。

キ 幼児教育支援センターの設置

〈現状と課題〉

- 公私や園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、平成 31 年 4 月に信州幼児教育支援センターを設置しました。めざす子ども像「笑顔かがやき、夢中になって遊ぶ子ども」（「信州幼児教育振興指針」平成 31 年 3 月策定）を合言葉に、研修機会の確保や幼保小接続の推進、保育実践の質の向上等に寄与する取組を展開しています。

〈施策の方向性〉

- センター長に、県立大学こども学科長を登用するなど、大学や保育現場の知見を取り入れた「オールながの」の運営体制により、センター事業を常に改善していきます。
- 園種を越えて保育者の資質向上を図るための支援として、フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。
- 改訂を進めてきた保育者育成指標を活用して研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。
- 幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、幼児期の教育から小学校教育へ子どもたちの健やかな育ちや学びをつなげるための幼保小接続カリキュラムの開発を支援します。
- 家庭との「共育て」を合言葉に、子どもの育ちを家庭と共有できるよう、家庭の保育・幼児教育への理解を図る取組を進めます
- 県内各地域の園が、進んで研修を企画したり、近隣地域の園同士で協働して研修を実施したりする地域自走型の研修体制を構築するために、幼児教育推進リーダー会議を設置したり、地域の核となるミドルリーダーを育成する研修を実施します。

ク 幼児教育アドバイザーの育成・配置

〈現状と課題〉

- 保育者の専門性を高める研修は、目の前にいる子どもたちの保育に生かされてこそであり、園内研修の充実を図るため、保育専門相談員や私学振興専門員、指導主事等（以下、「幼児教育アドバイザー」）が相談・助言等を行う訪問支援を充実させる必要があります。

アドバイザーの訪問先

保育専門相談員：保育所、認定こども園等
保育専門推進員：同上
幼保連携推進員：同上
私学振興専門員：私立幼稚園・認定こども園等
指導主事：公立幼稚園・認定こども園等

長野県ではこれまで、園訪問支援が左表のように行われてきており、保育専門相談員と私学振興専門員が兼務する等、園種を越えた支援を行っています。これらのアドバイザー

の連携によって、保育の現状を整理し、訪問支援をより一層充実させていくことが求められています。

- 幼児教育・保育の無償化が開始され、さらなる幼児教育の質の向上が求められる中で、教員の資質向上に向けた取組として教員研修の一層の充実が求められています。また、保育士及び保育教諭についても同様に、教育・保育の内容の充実と質の向上が求められています。

〈施策の方向性〉

- 園内研修の充実に向け、幼児教育アドバイザーの質の向上、人員の増員等、研修支援体制の強化を図ります。
- 様々な立場のアドバイザーが行っている訪問支援における指導助言内容等を共有した上で、指導内容の見直しを行い、アドバイザーの指導力の向上を図ります。

ケ 外国につながる幼児への支援・配慮

〈現状と課題〉

- 外国につながる幼児等、配慮の必要な子どもへの支援として、支援員の派遣等の対応が考えられますが、保育者は、どう支援してよいかと不安を抱きながら保育をしている傾向がみられます。専門家からのアドバイスを受けながら、自立に向けた支援の方向について長期的なビジョンをもって保育を行うことが必要になってきています。
- 外国につながる幼児への個別対応を充実させるだけでなく、多様性を認め合う集団の中で共に育ち合う保育を実現していく必要があります。

〈施策の方向性〉

- 専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育が実現するように努めます。
- 日本語教育の充実、生活支援の充実等を推進するため、県に多文化共生推進本部（仮称）を設置し、支援体制の充実を図ります。

コ 仕事と子育ての両立（ワークライフバランス）の推進

〈現状と課題〉

- 令和5年の長野県における一般労働者の総実労働時間は1962.0時間で、全国平均と同一時間となっています。また、年次有給休暇の取得率は61.2%となっています。
- 仕事と家庭生活の調和が図られるために、労働者の希望に応じて柔軟な働き方ができることが有効です。多様な働き方を導入している事業所は75.6%となりますが、そのうち、短時間正社員制度を導入している事業所は56.4%、フレックスタイム制度を導入している事業所は41.6%に留り、県内企業においてさらなる導入を進めることが必要です。
- 共働き世帯が増加し、女性の就業率も特に子育て世代で大きく上昇したことから子育て世代の女性における有業率の低さ、いわゆるM字カーブは解消されつつありますが、20代後半をピークに正規雇用率が低下するいわゆるL字カーブは解消されていません。また、男性においては育児休業取得率が36.7%に留まっています。
- これまでの取組により、ワークライフバランスが推進されてきていますが、より一層、子育てを当たり前にできる働き方に変えていくことが必要です。

〈施策の方向性〉

子育てを行う労働者が男女ともに家庭での時間を確保し、子どもと向き合うためには、企業においては多様で柔軟な働き方を導入するほか、仕事の見直しや省力化の推進等により、ワークライフバランスの実現を図り、労働者においても、すべての世代の理解と協力により、多様な働き方の実践や男性の育児休業取得の促進などを一層広げていくことが重要です。

- 行政、企業や地域、そして県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤となる「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」及び「私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議」の構成団体等と連携した取組を推進します。
- 働きやすい職場環境づくりの取組を企業のトップが宣言する「社員の子育て応援宣言」の登録促進を図ります。
- 男性の育児休業取得者がいた企業へ「パパ育休応援奨励金」を支給するとともに、育児休業が取得しやすい職場環境の整備に向けた伴走支援を行います。
- 多様な働き方ができる企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の普及を図るとともに、県主催イベントへの優先参加枠を設定する等、インセンティブを付与することにより、認証取得を促進します。
- 県の職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、短時間正社員制度やフ

レックスタイム制度などの多様な勤務制度の導入や長時間労働の縮減を働きかけます。

- 事業主、労働者及び県民を対象にした労働教育講座の開催により、働きやすい職場環境づくりに関する広報啓発を行います。

サ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

〈現状と課題〉

- 長野県内の小学校児童数はゆるやかな減少傾向にありますが、女性の就業率の上昇や子育て家庭のニーズの多様化を背景に放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、県内の放課後児童クラブの待機児童数は、令和6年5月1日時点で6人となっています。
- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇に安心して仲間と遊び、生活できる場である放課後児童クラブの整備・充実を図る必要があります。
- また、共働き家庭等に限らず全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を推進する必要があります。

〈施策の方向性〉

○ 放課後児童クラブの設置・運営に関する支援

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行うことで、待機児童の抑制及び、支援の単位当たりの児童数の適正化を図ります。

○ 放課後子ども教室の設置・運営に関する支援

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、保護者の就労等の状況にかかわらずさまざまな体験活動や地域住民との交流等を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村に対し支援を行います。

○ 放課後児童支援員の認定資格研修の実施

放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、支援員となるための研修を実施します。

○ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の職員を対象とした研修

放課後児童クラブ支援員等や放課後子ども教室の関係者を対象として、放

課後子ども教室と児童クラブの一体的な推進や児童との接し方、児童の安全管理、特別な配慮を必要とする児童への対応等の知識や技術の向上及び、関係者間の情報交換・情報共有を図るため、年2回の研修会を開催します。

- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局との連携及び特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等、放課後対策を総合的に進めるため、「放課後児童対策推進委員会」を運営します。

シ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

〈現状と課題〉

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子どものための教育・保育給付を受けていない0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況および養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 本制度は、子どもの成長の観点から、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位等の利用が可能な制度です。
- 本制度は、令和6年度から試行的事業として県内でも一部市町において実施されており、令和7年度は「子ども・子育て支援法」の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施されます。令和8年度からは「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されることとなっており、今後、利用可能枠の在り方や人員配置、設備運営基準、手引きの作成等の検討事項について、国において議論が進められています。

〈施策の方向性〉

- 今後の国の動向を注視し、本格実施に向けて市町村が条例制定・認可・確認手続き等円滑に事業を実施できるよう必要な情報を提供していきます。
- 市町村における試行等の実施状況を踏まえて、実施する全ての施設において、利用を希望する全てのこどもたちが、安全で安心して利用でき、健やかに成長できる環境が整備されるよう、制度の周知や研修会の開催など、県として必要な支援を行います。

延べ人数（単位：人日）

【県全域】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(需要)	A	2,652	5,964	5,880	5,952	5,964
	確保方策(利用定員)	B	2,604	6,468	6,444	6,528	6,576
	過不足	C=B-A	▲ 48	504	564	576	612
1歳児	量の見込み(需要)	A	3,120	8,064	7,944	8,136	8,112
	確保方策(利用定員)	B	3,048	7,920	7,860	8,088	8,100
	過不足	C=B-A	▲ 72	▲ 144	▲ 84	▲ 48	▲ 12
2歳児	量の見込み(需要)	A	3,084	7,776	7,632	7,692	7,536
	確保方策(利用定員)	B	3,408	7,692	7,608	7,692	7,560
	過不足	C=B-A	324	▲ 84	▲ 24	0	24

第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供

- 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができ、地域の子育て支援も行う施設です。
- 令和6年4月1日現在、県内では152施設の認定こども園が設置されており、第二期計画策定時（令和2年4月1日現在85施設）から大きく増加しました。
- 背景には、共働き家庭の増加による3歳未満児保育のニーズの増加や、認定こども園化による安定的な公費負担を望む園の増加などの状況があります。
- 引き続き、幼稚園及び保育所の認定こども園への移行希望や地域のニーズを十分に勘案した上で、既存施設の認定こども園への移行を推進します。
- 移行の推進にあたっては、市町村や移行を希望する法人に対し、施設整備の補助制度等の必要な情報等を提供するなど、適切な相談・支援を行います。

【認定こども園の目標設置数】

（単位：か所）

区 域		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
佐 久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町 川上村、南牧村、南相木村 北相木村、軽井沢町、御代田町 立科町	7	8	13	13	13	13
上 田	上田市、東御市、長和町、青木村	10	12	13	13	13	13
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町 富士見町、原村	7	8	8	9	9	9
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町 飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	4	4	4	4	4	4
飯 田	飯田市、松川町、高森町、阿南町 阿智村、平谷村、根羽村、下條村 売木村、天龍村、泰阜村、喬木村 豊丘村、大鹿村	38	39	39	40	40	40
木 曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村 王滝村、大桑村	5	5	5	5	5	5
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村 生坂村、山形村、朝日村、筑北村	37	39	39	39	39	39
大 町	大町市、池田町、松川村、白馬村 小谷村	9	10	10	10	10	10
長 野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町 小布施町、高山村、信濃町、飯綱町 小川村	33	41	52	52	52	52
北 信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村 野沢温泉村、栄村	2	4	4	4	4	4
合 計		152	170	187	189	189	189

第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始され、認可外保育施設、子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業）において、保育認定を受けた子どもが利用する際の利用料についても、無償化の対象となりました。（0歳から2歳までの子どもは住民性非課税世帯のみ）

このうち、認可外保育施設については、令和6年10月以降「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設のみが無償化の対象となっており、県内では171施設（令和6年12月末現在）が無償化の対象となっています。

市町村は、前述の施設・事業を無償化対象の子ども（3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの子どもであって非課税世帯、保育の必要性がある子ども）が利用した際に要する費用の給付（施設等利用給付）を適正に行うために無償化対象施設等を確認・公示します。また、必要に応じて施設等から報告を求める等により、適切な運営について確認・指導します。

県は、認可外保育施設の指導・監督を行う機関である（中核市を除く）ことから、市町村の確認、公示、指導等の法に基づく事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導を行うなど、引き続き市町村と連携を図ります。

また、今後、認可外保育施設新規開設の届出があった際には、設置者に制度の周知を行うとともに、無償化対象施設の確認を希望する場合には、早期に指導監督基準を満たし、子育てのための施設等利用給付が円滑に実施されるよう、市町村と連携して、認可外保育施設の指導監督に取り組みます。

第5節 教育・保育等、従事者の確保及び資質向上

ア 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進

〈現状と課題〉

- 幼児期の遊びを中心とした保育を通して主体性等を育んでも、卒園が近づくにつれ、小学校生活の準備をすることがスムーズな接続と考え、小学校の生活習慣を身に付けさせようとする現状があります。また、小学校入学後において、子どもたちは、教員の一律の指示で行動することが多くなりがちで、幼児期に育まれた主体性等を十分生かすことができていない様子も見られます。幼児期における遊びと小学校における学びの連続性を考える必要があります。

〈施策の方向性〉

- 認定こども園、幼稚園及び保育所等（以下「園」）で育んだ力を生かし、小学校での主体的な学びが実現できるよう、園と小学校の現場を互いに理解し、学びの連続の実現を図ります。
- 幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等と小学校教諭との合同研修や研究会の開催、保育教諭・幼稚園教諭・保育士等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観を盛り込んだ、学びの連続性を意識したカリキュラム開発を支援します。

イ 認定こども園、幼稚園及び保育所に対する適切な指導監査

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項については、主に都道府県で行っており、その指導監督等に当たって、市町村と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ります。

特に、幼児教育・保育の無償化などの制度の充実に伴い、事務処理がより煩雑化していることもあり、市町村が私立幼稚園、認可外保育施設等の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、支援を行います。

ウ 特定教育・保育施設の従事者

〈現状と課題〉

- 県内の保育所等では、令和6年4月1日現在、0～2歳児において30人（5市町）の待機児童が発生しており、その一因として保育士不足が挙げられています。

- 少子化により、教育・保育施設の利用児童数は年々減少しているものの、女性の就業率の上昇等による3歳未満児の保育ニーズが高まりや、保育士配置基準の改善により、更なる保育士不足が懸念されています。
- 本県には、令和6年4月現在、10箇所の保育士養成施設があり、その卒業生の7割以上が県内で保育士として就職していますが、定員充足率は年々減少傾向にあります。
- 本県では、長野県保育士・保育所支援センター（令和5年度までは保育人材バンク）が中心となり、求人に関する情報収集及びマッチング、潜在保育士の就職支援、学生向けの各種ガイダンスの開催等を行っています。
- 保育士不足は全国的な課題であり、自治体毎に様々な支援策を講じ確保を進めていることから、県外保育士や潜在保育士の確保には、多面的な対策が求められます。
- 保育士確保にあたっては、県内保育士養成校と連携し、安定的に新卒保育士を確保するとともに、経験豊富な保育士の離職防止を進めることが、安定した質の高い教育・保育を提供する上重要です。

〈施策の方向性〉

- 長野県保育士・保育所支援センターを中心として、市町村、保育士養成施設、ハローワーク等の関係機関が連携し、保育士が安心して長く県内の保育所等で働けるよう各種支援を行います。
- 保育士・保育所支援センターでは、マッチングはもとより、保育士の確保・定着に向けて、各種研修会の開催や職場環境改善に向けた個別のアドバイスなど、多面的な支援を行います。
- 保育士の負担軽減や安全で質の高い保育を確保するため、国基準以上に保育士を配置する私立保育所等を支援します。
- 保育士を目指す学生を確保するため、学生に保育の魅力を体感する場の提供を行います。
- 学生への条件付返済免除型の修学資金について、貸与制度の充実や積極的な広報を行い、県内保育士養成施設への入学者確保や、雇用の継続につなげ、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう支援します。
- 保育士が安心して長く保育所等で働けるよう、処遇・待遇の改善のみならず、職場環境等の改善（休暇等の取りやすい職場、ICT化、チーム保育の推進）に向けた取組を支援します。
- 職場環境の改善について、施設の設置者や管理職に必要性や効果を理解していただくため、管理職向けのマネジメント研修を行います。
- 「潜在保育士」の再就職について、引き続き、対象者への情報提供や周知による人材の掘り起こしに努めるとともに、潜在保育士の就職の際の準備費

用等の支援や市町村や関係機関等と連携しながら必要な研修を行うなど、積極的に支援していきます。

- 県外保育士の県内保育所等への就職について、「信州やまほいく」をはじめ、本県で保育士として働くことの魅力を積極的に PRするとともに、市町村を含め移住相談部署と連携し、各種支援金等による支援を行います。
- 幼保連携型認定こども園における保育教諭を確保するため、幼稚園教諭免許及び保育資格取得に係る特別措置が終了する令和 11 年度末までに、全ての対象者が保育教諭資格を取得できるよう、経過措置について関係者に周知するとともに、資格取得に必要な支援を行います。

【特定教育・保育の必要見込み従事者数】

(単位：人)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
保 育 教 諭	1,016	999	986	977	972
保 育 士	7,327	7,201	7,116	7,021	6,952
幼 稚 園 教 諭	277	270	259	252	245
合 計	8,620	8,470	8,361	8,250	8,169

エ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上

〈現状と課題〉

- 多くの保育者が、遊びを中心とした保育の充実に向け、日々懸命に取り組んでいますが、「遊んでいる中で何が育っているのか」等、子どもにとっての遊びの意義を問う声に、保育について説明することや自分が行っている保育に自信がもてずにいる保育者は少なくありません。
- 保育者は、子どもの安心安全の確保に努めながら、一人ひとりの育ちに丁寧に向き合い、個性豊かな子どもの特性や特徴を理解し、様々な知識や技術等のスキルの習得することが求められています。
- これらに対応するため、幼児教育・保育の基本・本質について学び、説明力を身に付ける研修の機会が必要になっています。
- 長野県では、全国に先駆けて平成 27 年度から「信州やまほいく（信州型自然保育）」認定制度を実施しています。令和 6 年 10 月時点で 313 園が認定されており、信州で育つ子どもが「生きる力を育む」ことを目指し、各園では信州の豊かな自然環境や地域資源を生かした自然保育に取り組んでいます。また、自然保育の質の向上や保育活動での安全のためのリスクマネジメント研修を実施しており、令和 6 年度は県主催の研修会に約 900 名の保育者が受講しました。

- 公立幼稚園及び公立認定こども園では、初任者研修が法定研修として位置付けられていますが、私立幼稚園、私立認定こども園、保育所等では、初任者研修が所管や団体毎に実施されています。また、質の高い幼児教育を進めていくためには、配慮が必要な子どもへの支援等の保育現場のニーズに応じた研修を充実させていく必要があります。
- 県内の教育・保育施設等においても、不適切保育及び不適切保育が疑われる事案が発生しており、防止に向けた取組を強化する必要があります。
- 不適切保育の防止については、職員個人の資質向上に加え、子どもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられる関わり方を保育士自ら自己評価することや、保育現場等における悩みを気軽に相談し、組織として課題に対応できる職場環境づくりを推進する必要があります。

〈施策の方向性〉

- 職能に応じた専門性と長野県の地域特性に応じた保育の質の向上を目指し、研修の機会の確保と充実に努めるとともに、研修内容については、課題等に対応した新しい視点を取り入れたものとなるよう工夫します。
- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図る支援として、フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。
- 新たに作成した保育者育成指標を基に、研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。
- 保育士等の資質の向上を図るため、保育士キャリアアップ研修等の研修実施体制整備を含め、現場のニーズに則した研修を実施するとともに、市町村や関係機関等が実施する研修に対し講師を派遣するなど支援します。
- 今後も信州やまほいく認定園の増加を目指すとともに、事例発表や意見交換を行う「研修交流会」や、保育者が認定園での自然保育を体験しながら実践的に学ぶ「専門研修」等により、信州やまほいく認定園の質の向上を図ります。
- 各種研修会等において、国の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」や不適切保育等に係る事例を取り上げ、グループワーク等も取り入れながら実践に役立つ研修を実施します。
- 今後開催する管理職向けマネジメント研修において、保育士等が職場での悩みを相談しやすくするための仕組みや環境づくりについて取り上げるなど、職場環境の改善を図ります。

オ 地域子ども・子育て支援事業の従事者

子育てへの不安や孤立感から、地域における子育て支援に対するニーズが高まっていることを背景に、「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」が改正され、子育て世帯訪問支援事業をはじめとした新たな支援事業が追加されました。

これにより、従前から実施されている地域子ども・子育て支援事業の従事者に加え、これら新たな事業の従事者を含めた専門職員の確保が課題となっています。

また、子ども・子育て支援の分野では、複雑で多様化する課題や制度について、関係機関相互の連携・協力が不可欠であることから、現任者等に対するスキルアップのための研修についてもニーズが高まっています。

県では、引き続き、子育て支援等に高い関心・理解を持つ方を対象に、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識と技能等の習得のため、全国共通の子育て支援員を認定する研修を実施し、多様な子育てに係る事業の担い手等を確保します。

また、市町村等が実施する現任者を対象とした各種研修会等に講師を派遣するなど、現任者の資質向上に向けた取組を支援します。

放課後児童クラブの従事者については、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能等を習得し、有資格者となるための研修を引き続き実施し、支援員の確保と資質向上を支援します。

第6節 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、市町村が実施主体として行う「地域子ども・子育て支援事業」が「子ども・子育て支援法」に定められています。

国においては、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、「子ども・子育て支援法」等の改正を行い、「妊婦等包括相談支援事業」等の事業が新設され、「地域子ども・子育て支援事業」に追加されました。

本県は、市町村の数が多く、「地域子ども・子育て支援事業」を実施するための社会資源（委託先等）についても、地域によって偏りがある状況です。

また、小規模町村においては、事業ニーズが少ないことや、実施体制確保のための負担が大きいことから、市町村単独で事業を実施することが困難な事業も事例も見られます。

県は、各市町村が地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画に従い、「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施できるよう、市町村に対して必要な支援を行います。

ア 放課後児童健全育成事業

長野県内の小学校児童数はゆるやかな減少傾向にありますが、女性の就業率の上昇や子育て家庭のニーズの多様化を背景に放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあります。

表では、令和7年度の利用定員の合計（確保方策）は不足していませんが、子どもの小学校入学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」を打破し需給ギャップを埋めるため、引き続き市町村と連携していきます。

また、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図るため、市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

登録児童数（単位：人）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要)	A	28,998	28,796	28,429	28,029	27,482
確保方策(利用定員)	B	31,616	31,615	31,514	31,293	30,999
過不足	C=B-A	2,618	2,819	3,085	3,264	3,517

市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を集計による（以下、同じ）

イ 延長保育事業

就業時間の多様化や幼児教育・保育の無償化等により、通常の利用時間を超えた保育需要は高まっており、引き続き、これら要望に応えていくことが求められています。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数（量の見込み）に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、今後、女性の社会進出とともに、休日保育や夜間保育等、様々な形態での保育の供給として、更なる保育時間の延長や実施保育所の増加が求められることが予想されるため、引き続きニーズを捉えながら市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取組を支援していきます。

実人数（単位：人）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要)	A	18,940	18,739	18,601	18,437	18,334
確保方策(利用定員)	B	19,028	18,899	18,715	18,600	18,451
過不足	C=B-A	88	160	114	163	117

ウ 一時預かり事業

核家族化が進み、地域の関係も希薄化している中、保育所を利用していない家族にとって、緊急一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れ等による保護者の心理的・身体的負担の軽減を目的として、乳幼児を預かってくれる事業の存在は重要です。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、保育士不足の深刻化により、利用定員を確保できない状況も考えられるため、今後、より多くの施設等で受け入れが可能となるよう、市町村に対して実施を働きかけるとともに、保育士確保をはじめとする取組を支援していきます。

延べ人数（単位：人日）

【県全域】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型Ⅰ	量の見込み(需要)	A	379,002	363,739	353,544	341,669	334,577
	確保方策(利用定員)	B	384,275	376,104	365,783	354,306	347,231
	過不足	C=B-A	5,273	12,365	12,239	12,637	12,654
幼稚園型Ⅰ・Ⅱ以外	量の見込み(需要)	A	77,683	76,382	75,256	74,189	73,099
	確保方策(利用定員)	B	86,000	85,116	83,812	82,941	82,057
	過不足	C=B-A	8,317	8,734	8,556	8,752	8,958

エ 病児保育事業

子どもが病気であるが病状の急変が認められない場合（病児）や病気の回復期にあるが集団保育が困難な場合（病後児）、家庭での保育が困難な働く保護者にとっては子どもをどうするかは大きな悩みであり、病院・保育所等に付設された専用スペース等での一時的な保育のニーズは依然として高く、事業実施は大変重要です。

病児保育事業については、ニーズの高まりにより、市を中心に病院等において実施体制の確保が進んだことから、県全体では利用定員が大幅に上回っていますが、実施施設の多くは都市部にあり、町村部などの人口の少ない地域においては、依然として利用しづらい状況にあります。

また、インフルエンザ等の感染症の流行期などニーズが増加する時期には、定員を超える利用希望も想定されるとともに、原則として前日までの予約が必要なため、急な発熱などの場合利用できないなどの運用面の課題が依然としてあります。

このため、市町村に対して、利用者の希望に沿った、より積極的な実施を働きかけるとともに、広域利用の推進やシステムを利用した予約システムの普及促進など、これらの市町村の取組を支援していきます。

延べ人数（単位：人日）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み（ 需 要 ）	A	14,348	14,392	14,316	14,227	14,136
確 保 方 策（ 利 用 定 員 ）	B=C+D	28,820	28,833	29,255	29,174	29,128
	病児保育事業	C	28,753	28,772	29,195	29,115
	ファミサポ（病児・緊急対応）	D	67	61	60	59
過 不 足	E=B-A	14,472	14,441	14,939	14,947	14,992

オ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

※病児・緊急対応強化事業以外

引き続き、地域において子どもの預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の実施・拡充を支援していきます。

現状では、下の表のとおり、必要利用定員総数に対して利用定員の合計は充足する見通しとなっていますが、依頼会員（利用を希望する者）は年々増加している一方、提供会員（サービスを提供する者）は減少傾向にあります。

また、令和6年4月現在で、県内77市町村のうち本事業を実施している市町村数は53市町村となっており、実施していない町村も一定数存在します。

これら町村に対し、利用者・提供者の希望に沿った、より積極的な実施を働きかけるとともに、地域住民の支え合いによる重要な子育て支援策として市町村の取組を支援していきます。

延べ人数（単位：人）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要)	A	13,118	13,101	13,169	13,333	13,525
確保方策(利用定員)	B	13,414	13,448	13,541	13,729	13,951
過不足	C=B-A	296	347	372	396	426

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等で短期間預かる本事業は、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る取り組みとして重要です。

下の表のとおり一定のニーズがあり、市町村や受け皿となる施設等に事業の積極的な取組について働きかけていきます。

延べ人数（単位：人）

【県全域】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
トワイライトステイ	量の見込み(需要)	A	871	895	916	936	953
	確保方策(利用定員)	B	1,315	1,339	1,361	1,381	1,401
	過不足	C=B-A	444	444	445	445	448
ショートステイ	量の見込み(需要)	A	2,122	2,197	2,256	2,294	2,362
	確保方策(利用定員)	B	2,545	2,621	2,681	2,719	2,791
	過不足	C=B-A	423	424	425	425	429

※ トワイライトステイとは、保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合などに、児童養護施設などにおいてその子どもを預かるもの。

キ 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者の相互交流等を促進する地域子育て支援拠点の設置を促し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図りながら、子育ての不安感

等を緩和することにより、子どもの健やかな育ちを支援します。

このため、市町村の取組を支援するとともに、より専門的な支援を必要とする保護者が専門の相談・支援機関の援助等を受けられるよう、関係機関との連携強化や職員の資質向上に努めます。

延べ人数（単位：人回）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要)	A	706,291	700,977	697,923	692,481	687,093
確保方策(利用定員)	B	734,911	729,518	726,679	720,977	716,629
過不足	C=B-A	28,620	28,541	28,756	28,496	29,536

ク 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・育児の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に市町村が実施するものです。

このため、市町村の取組を支援していきます。

延べ人数（単位：人日）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要)	A	10,641	10,858	11,258	11,453	11,622
確保方策(利用定員)	B	10,674	10,893	11,298	11,495	11,667
過不足	C=B-A	33	35	40	42	45

ケ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、こうした子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供するもので市町村が実施（委託も可）します。

このため、市町村の取組を支援していきます。

実人数（単位：人）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要)	A	6,754	6,775	6,839	6,839	6,827
確保方策(利用定員)	B	6,918	6,959	7,035	7,035	7,035
過不足	C=B-A	164	184	196	196	208

コ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行うもので市町村が実施（委託も可）します。

このため、市町村の取組を支援していきます。

実人数（単位：人）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要)	A	472	473	470	465	457
確保方策(利用定員)	B	537	550	551	550	550
過不足	C=B-A	65	77	81	85	93

サ 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を行うもので市町村が実施（委託も可）します。

このため、市町村の取組を支援していきます。

延べ人数（単位：人回）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（需要）	A	30,290	29,910	29,540	29,115	28,868
確保方策（利用定員）	B=C+D	30,762	30,390	30,029	29,610	29,331
	こども家庭センター	C	26,416	27,711	27,406	27,030
	その他業務委託	D	4,346	2,679	2,623	2,580
過不足	E=B-A	472	480	489	495	463

シ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行い、母親の身体的・心理的な回復を支援することを目的に市町村が実施（委託も可）するものです。

病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する訪問型があります。

このため、市町村の取組を支援していきます。

延べ人数（単位：人日）

【県全域】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(需要)	A	8,396	8,659	8,763	8,692	8,637
確保方策(利用定員)	B	8,405	8,670	8,774	8,703	8,649
過不足	C=B-A	9	11	11	11	12

第7節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み（必要利用定員総数）並びに提供体制の確保（利用定員の合計）の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。

また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。

第8節 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

教育・保育を提供する施設等に関する情報の公表は、施設等の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに就学前の子どもを持つ保護者にとって、適切かつ円滑に教育・保育施設等を利用する機会を確保するため重要になります。

また、教育・保育分野における費用の透明性の向上や、保護者による施設・事業者の選択、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討を支援するため、子ども・子育て支援法の改正が行われ、令和7（2025）年度から特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者は毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を県に報告し、県はこれを公表することとなりました。

このため、県は、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、さまざまな媒体を通じて公表します。

第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

第1節 児童虐待防止対策の充実

〈現状と課題〉

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成2年度（23件）に統計を取り始めて以降増加してきましたが、令和2年度には2,825件をピークに高止まり傾向にあり、令和5年度には2,774件となっています。増加の背景には、次のような社会の変化があると考えられます。

① 児童虐待に関する認識の高まり

児童虐待に関する認識が高まり、関係機関や県民が虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、速やかに児童相談所へ通告するという意識が高くなっている。

② 家庭・地域の養育力の低下

核家族化の進展や家庭における養育力の低下等により、子育てが孤立化・困難化し、その負担感などが虐待という形で発生しやすくなっている。

【参考】

児童虐待相談対応件数

・県内児童相談所

H30年度：2,370件 ⇒ R5年度：2,774件

- 児童虐待の種類では、心理的虐待の割合が半数以上を占めています。理由としては、子どもがいる家庭での配偶者間や子どものきょうだいに対する暴力事案（面前DV）について、警察からの通告が多いこと等が考えられます。

【参考】

児童虐待相談対応件数における心理的虐待の件数及び構成比

H30年度 1,456件（61.4%） ⇒ R5年度 1,733件（62.5%）

- 児童虐待への対応は、面接指導が9割以上を占めており、相談対応ケースの多くが比較的軽微な虐待となっています。このため、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関の連携をさらに強化し、特定妊婦から要支援児童に至るまでのケースに対して切れ目なく支援できる体制づくりを充実させる必要があります。

【参考】

児童虐待相談への対応

R5年度：施設入所 1.8% 里親等委託 0.4% 面接指導 94.5% その他 3.3%

〈施策の方向性〉

ア 児童虐待の発生予防・早期発見

発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない支援を総合的に行います。

《発生予防》

- 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを支援する体制を充実します。
- 市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、母子保健と児童福祉の機能をあわせ持つ「こども家庭センター」の設置及び支援を要する子ども等へのサポートプランの作成等により、居住する全ての子ども、家庭に対する支援を行います。
- 県や児童相談所においては、妊娠・子育てに関する電話等による相談の実施、市町村の子どもや家庭に対する相談支援について技術的支援等を行います。
- 市町村等の関係機関が連携し、体罰によらない子育てについて、子育て世帯をはじめとする社会全体へ普及・啓発を図ります。

《早期発見・早期対応》

- 児童相談所の人員体制の充実及び専門性の向上を図り、体制を強化します。
- 児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担により、連携・協力して要支援家庭等に対する支援を行います。
- 児童相談所と警察との情報共有について、平成 30 年 9 月 20 日付けで締結した協定に基づき必要な情報を共有し、迅速な対応を図ります。
- 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。
- 児童虐待・DV24 時間ホットラインによる虐待通告の受付を、24 時間 365 日切れ目なく行います。

イ 児童虐待発生時の迅速・適切な対応

- 通告受理後原則として 48 時間以内に児童の安全確認を実施します（市町村の関係機関による安全確認も含む。）。
- 児童の安全の確保のため、職権による立入調査や一時保護を行います。親子分離が必要で保護者の同意が得られない場合は児童福祉法第 28 条に基づく家庭裁判所への請求など、必要な法的対応を行います。
- 社会的養護が必要な子どもについては、里親等委託を推進するとともに、親子関係の再構築を支援します。

《今後の取組》

- 市町村を中心とする地域の関係機関の連携した支援体制による切れ目ない子ども家庭支援体制の構築を図ります。
- 家庭養育優先原則に基づき、里親及び特別養子縁組の制度等の周知を図るとともに、里親支援センター等による里親家庭に対するサポート体制を充実し、親子関係再構築支援を行うなど、家庭養育を積極的に推進します。
- 児童相談所における児童福祉司等の専門職員の計画的な増員の検討や専門的な研修の実施等により、児童相談所の支援体制の充実を図ります。

※なお、関連施策については、長野県社会的養育推進計画（後期計画）（令和7年度～令和11年度）の中で記載。

第2節 社会的養育の充実・強化

〈現状と課題〉

- 子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもをおとなと同じ権利の主体として大切にする社会の実現が求められています。
- 社会的養護の施策は、これまでは、虐待を受けていることなどの理由により生まれ育った家庭での生活が適切ではない子どもの安全の確保が中心となっていました。これからは、こどもの安全を守るだけでなく、「こどもが自分らしく生きられること」を可能にするための施策、すなわち「子どもの権利」を包括的に保障するための施策への更新が求められています。
- 令和5年度末時点で、県内で代替養育（里親や施設等での養育）を受けている子どもは550人、令和5年度に一時保護された子どもは698人でした。
- こうした子どもたちのための家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の基本的考え方（理念）に基づくケースマネジメントの推進や代替養育・一時保護に至らないための予防的支援、代替養育・一時保護となった後の早期の家庭復帰等に向けた取組が求められています。

〈施策の方向性〉

平成28年の改正児童福祉法の理念の実現及び令和4年の改正児童福祉法による子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等に向けて、令和2年度に策定した「長野県社会的養育推進計画」の見直し（後期計画の策定）（計画期間：令和7年度～令和11年度）を行い、関連施策を推進することとしています。

《施策の内容》

- 計画の目標：こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること（こどもの権利を守ること）
- 計画の基本的考え方（計画の理念）
 - 1 こどもはできるだけ「家庭で家族の一員として」育つ（家庭養育優先原則）
 - 2 こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つ（パーマネンシー保障）
- 計画の先にあるもの：こどもが現在も、そしてこの先の未来においても（おとなになっても）幸福な生活を送ること
- 具体的な取組
 - 1 こどもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組
 - ・ こどもへのサポートの各段階（在宅支援、一時保護、施設入所等）において、こどもからの意見を聴取します
 - ・ 被措置児童に対する意見表明等支援事業を実施します

- 2 市町村がこどもや家庭をサポートしていくための取組
 - ・市町村における「こども家庭センター」設置・サポートプラン作成を支援します
 - ・市町村による家庭支援事業の積極的な実施による、予防的支援を推進します
 - ・「ショートステイ」等の里親等への委託を推進します
 - ・地域における在宅での専門的相談を担う「児童家庭支援センター」の設置を促進するとともに、市町村との連携の強化を図ります
- 3 こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートの取組
 - ・妊婦や出産後母子が安心して生活できるよう「妊産婦等生活援助事業」の更なる展開を進めます
 - ・助産制度の周知を行います
- 4 ひとりひとりのこどもに合った一時保護をするための取組
 - ・できるだけ家庭に近い環境での一時保護ができるようにします
 - ・ひとりひとりのこどもに合った一時保護の取組（学習の保障・施設内のルールの簡素化等）を進めます
 - ・県の一時保護所のあり方の見直しを進めていきます
- 5 こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるための取組
 - ・児童相談所へのパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門職員による担当チームの設置を進めます
 - ・親子関係再構築支援の充実を図ります
 - ・特別養子縁組を推進します
- 6 できるだけ家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活できるための取組
 - ・乳幼児については里親・ファミリーホームへの委託を原則とします
 - ・里親リクルートを推進していきます
 - ・里親のリクルートからこどもの委託後・委託解除後までの一貫した、里親・里子への支援体制を構築していきます
- 7 施設が地域の中で進化するための取組
 - ・良好な家庭的な環境となるグループホームの設置を促進します
 - ・一時保護専用施設又は専用ユニットの設置を促進します
 - ・児童家庭支援センターや里親支援センターの設置を促進します
 - ・市町村が実施する家庭支援事業の受託を促進します
 - ・障害児入所施設における家庭的環境の整備を図ります
- 8 施設・里親家庭等を経験した人の自立のサポート
 - ・児童養護施設等において、退所児童の各種支援を行う児童自立生活援助事業の実施の推進を図ります
 - ・社会的養護自立支援拠点の整備を進めます

9 児童相談所の働きをさらに高めるための取組

- ・中核市で児童相談所設置希望があった場合は、設置に向けた支援を行います
- ・児童相談所職員の確保・育成、スーパーバイザーの育成を図ります
- ・関係機関との連携強化（措置後の市町村との連携等）を進めます
- ・児童相談所の配置を検討していきます

10 その他の取組

○ 計画期間：令和7年度～令和11年度

○ 計画の推進

計画の進捗状況は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において検証・評価するとともに、計画期間の中間年を目安として、検証・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の推進を図ります。

第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進

〈現状と課題〉

- 令和4年の長野県のひとり親家庭数は、母子家庭が21,348世帯、父子家庭は2,877世帯となっています。
- ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという2つの役割を1人で担うこととなるため、経済的な面でも、また養育・生活の面でも、不安定な状態におかれることが多くなります。このため、ひとり親家庭の母親の半数は帰宅時間が遅く、副業している人も一定数います。また、就業しているひとり親家庭の母親の約半数は非正規雇用です。
- 令和3年国民生活基礎調査によれば、母子世帯の稼働所得は平均270.6万円と、児童のいる世帯の平均721.7万円の37%にとどまっており、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要となっています。
- また、親との離別・死別は子どもの精神面にも大きな影響を与えますが、就労や日々の生活に追われ、子育てや教育に十分な時間を取れないなど、ひとり親家庭は様々な問題に直面しており、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりのため、生活面や子育ての支援、相談体制の充実など、総合的な支援を行っていく必要があります。

県内のひとり親家庭数の推移

単位：世帯

	H26	H28	H30	R2	R4
母子家庭	23,813	23,577	23,155	22,328	21,348
父子家庭	3,335	3,148	3,253	2,879	2,877
計	27,148	26,725	26,408	25,207	24,225
全世帯に占める ひとり親家庭の割合	3.3%	3.2%	3.2%	3.0%	2.9%

資料：こども・家庭課

ひとり親家庭の就業状況

単位：％

世帯区分	就業率	就業者に占める割合		
		正規	非正規	その他
母子世帯	86.3	48.8	42.4	8.9
父子世帯	88.1	69.9	6.4	23.8

資料：令和3年度 全国ひとり親世帯等調査

〈施策の方向性〉

- 福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の生活全般に関する相談に対応するとともに、様々な経済的な支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。
- ひとり親家庭の子育てを支援するため、市町村と協力して、延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスがより多くの施設で利用できるよう支援します。また、病児・病後児保育についても、その地域の実情に応じた取組が広がり、より身近な場所で子どもを預けられるよう支援するなど、ひとり親家庭の保育ニーズに対応する事業の充実を図ります。
- 放課後児童クラブの活動や、児童館・児童センターの整備を支援し、放課後や休日等におけるひとり親家庭の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。
- 福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談への対応や無料職業紹介等を実施します。また、出来る限り多くの登録者が就業できるよう、ひとり親に適した求人の開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。
- ひとり親家庭が、子育ての時間を確保しつつ、より高い収入を得られるよう、ひとり親の看護師、介護福祉士等の資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的な自立を通じて子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、子どもたちの修学や入学の支度、親の就業や技能の習得、その他様々な生活に要する資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。
- 離婚後の共同親権については、制度が円滑に運用されるよう国と連携しながら必要な取組を検討します。
- このほか、医療費の自己負担額に対する助成や、県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を実施し、子どもたちの健やかな成長と自立を支援します。

第4節 障がい児施策の充実

ア 地域における療育支援体制の整備

〈現状と課題〉

- 地域の障がい児支援における中核的役割を担うことが明確化された児童発達支援センターを中心とし、どこの地域でも、障がいのある子どもが必要な支援が受けられる体制整備やサービスの確保が必要です。
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が増加しており、県内においても関係機関が連携することにより、医療的ケア児が地域で安心して在宅生活ができるよう環境を整備する必要があります。
- 在宅障がい児の地域生活を支える関係者の連携を強化する中で、それぞれの役割を果たすことにより、身近な地域でライフステージに応じた切れ目ない支援が受けられる体制づくりが求められます。

〈施策の方向性〉

- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどを行う障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- 医療的ケア児のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材の養成を行うとともに、各圏域において、圏域内の資源や人材、地域性等を踏まえ、医療、福祉、保育、教育、行政が連携して、今ある資源等を有効に活用あるいは開拓するなどして、支援体制の構築を図ります。
- 障がい児に対し、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援が行われるよう、県及び地域自立支援協議会等を活用し、医療、福祉、教育行政等の連携体制の強化を図ります。
- 市町村において、障がい児が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実が図られるよう、県では専門性の高い相談支援や広域的な支援体制として療育コーディネーターを各圏域に配置し、市町村の取組を重層的にバックアップします。

イ 発達障がいについての支援

〈現状と課題〉

- 発達障がい児・者への支援は、関係する支援関係者も多岐に亘り、その支援手法も様々ですが、それぞれの地域ごとに分野間の役割分担や情報共有、支援の引継等の体制の整備が進められています。ただ、地域資源や人口規模等により、地域間の差が生じています。

- 発達障がいとは、障がい特性が一見ただけでは理解されにくく、様々な誤解や障がいの発見の遅れ等が生じています。
- 発達障がい診療を行う医療機関が限定されることから、一部の診療機関に受診が集中し、数か月の診療待機者が出ています。

〈施策の方向性〉

- 長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内全ての圏域に配置し、様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。
- 長野県発達障がい情報・支援センターを運営し、発達障がい児・者及びその家族への相談支援、市町村職員を含む支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施します。
- 県発達障がい者支援対策協議会において、発達障がい児・者のすべてのライフステージにおける切れ目のない支援施策の検討を行います。
- 発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る発達障がい者サポーターを養成し、発達障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 発達障がい児・者が身近な地域で診療やその後のフォローを受けやすくするため、医療関係者間の連携の強化を図ります。
- 保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。

ウ 特別支援教育の充実

〈現状と課題〉

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状の保有率は全国平均以上で、全体で9割を超える教諭が免許状を保有している状況ですが、専門性の向上に向けて、保有率をさらに高めていく必要があります。

	視 覚	聴 覚	知 的	肢体不自由	病 弱	全 体
長 野 県	70.2%	54.4%	95.9%	93.9%	86.7%	92.0%
全国平均	65.3%	60.3%	90.3%	88.3%	81.8%	87.2%

(文部科学省 「平成 30 年度 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要」より)

- 地域の幼稚園・保育園、小中学校、高等学校から特別支援学校に寄せられる相談件数は増加傾向にあります。それぞれの相談に的確に対応できる地域の相談体制の構築や支援力の向上、支援体制づくりが求められています。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
教育相談件数	29,495	31,184	31,765	34,432	39,912	35,437
前年度比増減	1,496	1,689	581	2,667	5,480	-4,475
1校あたりの 相談件数	1,639	1,732	1,765	1,913	2,217	1,969

(特別支援教育課調べ)

- 発達障がいのある児童生徒が年々増加している中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。

発達障がいのある児童生徒数の推移

(単位：人)

	小学校	中学校	高等学校
令和2年度	5,783	3,171	1,545
令和3年度	6,004	3,428	1,646
令和4年度	6,183	3,603	1,775
令和5年度	6,340	3,769	1,955
令和6年度	6,789	3,997	2,194

注) 小中学校：医師の診断または専門機関の判定を受けている児童生徒数

高等学校：医師の診断のある生徒数

(特別支援教育課調べ)

〈施策の方向性〉

- 認定講習において早期に免許が取得できるよう講座の開設方法を工夫するとともに、採用において免許保有者を対象とした特別支援学校卒を設けるなどの対応を引き続き実施します。また、多様な教育的ニーズに対応するため、教育相談・行動支援・ICT活用等分野別リーダー教員を配置するなど、教員の専門性向上の強化を図ります。
- 特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別な教育的ニーズのある児童生徒、保護者、担任、諸学校等に対し、要請に応じた教育相談、各校に出向いての研修会、担任への助言・援助等を行うことを通して、地域全体の連携や各学校の支援力の向上を引き続き図ります。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制の整備を進めるとともに、小・中・高等学校の学校解決力の向上のために、特別支援学校のセンター的機能により、小中学校への巡回支援の充実を引き続き図ります。

長野県社会福祉審議会 委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
おおくぼ ちづる 大久保 千鶴	特定非営利活動法人こすもけあ福祉会 理事 長野事業所長	
おおた みつひろ 太田 光洋	長野県立大学健康発達学部長 長野県信州幼児教育支援センター長	会長
かがき こうえい 萱垣 光英	長野県高齢者福祉事業協会 会長 社会福祉法人萱垣会代表理事	副会長
かわせ かつとし 川瀬 勝敏	長野県児童福祉施設連盟 会長	
くろかわ ゆ み 黒川 由美	長野県医師会 長野県赤十字血液センター松本公園通り出張所診療所管理者	
しの ゆうこ 塩野 悠子	長野県弁護士会 塩野悠子法律事務所	
しもだいら よしたか 下平 喜隆	長野県町村会 社会環境部会長 豊丘村長	
しろとり たかし 白鳥 孝	長野県市長会 社会環境部会長 伊那市長	
たかはし ひ ろ み 高橋 比呂美	長野県保育連盟 副会長	
てらさわ いくこ 寺澤 育子	長野県介護支援専門員協会 副会長 日本介護支援専門員協会 甲信越ブロック理事	
ながた しげえ 永田 繁江	須坂市民生児童委員協議会 会長	
み き まさお 三木 正夫	長野県社会福祉協議会 会長 須坂市長	
さとう もも子 佐藤 もも子	公募委員	
まるぐち ひろし 圓口 寛	公募委員	
やまぎし ひろし 山岸 裕始	公募委員	

長野県社会福祉審議会 子育て支援専門分科会 委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
かなやま み わ こ 金山 美和子	長野県立大学健康発達学部こども学科 教授	会長
やなぎはら し ず え 柳原 静恵	長野県保育連盟 副会長	副会長
わ だ のりよし 和田 典善	長野県私立幼稚園・認定こども園協会 副理事長	
ふくち けんじ 福地 健司	長野県学童保育連絡協議会	
ない ほ わたる 内保 亘	長野県野外保育連盟	
たかやま さやか 高山 さや香	宅幼老所和らぎの家	
さかもと ゆうこ 阪本 裕子	長野県経営者協会	
やまぐち よしこ 山口 喜子	日本労働組合総連合会長野県連合会 副会長	
みやがわ ひろし 宮川 浩	長野県PTA連合会	
やなぎだ え り こ 柳田 枝里子	松本市保育園保護者会連盟 会長	
わ だ ゆい 和田 唯	認定こども園須坂双葉幼稚園保護者	
やなぎさわ じゅんこ 柳澤 潤子	長野県発達障がい者支援対策協議会 委員	
みやした い さと 宮下 威暁	伊那市子育て支援課 課長	
しみず しゅう 清水 衆	高森町教育委員会事務局 事務局長	

社会福祉審議会における審議経過

	議 題
R5 第 1 回 (R6.1.18)	○ 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について (諮問)
R6 第 1 回 (R7.3.12)	○ 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画について (答申)

子育て支援専門分科会における審議経過

	議 題
第 1 回 (R6.8.1)	○ 第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の点検・評価(令和 5 年度分) について ○ 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について ○ 意見交換
第 2 回 (R7.1.9)	○ 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の概要について ○ 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画における達成目標の選定について ○ 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画策定における今後のスケジュールについて ○ 意見交換
第 3 回 (R7.3 書面)	○ 第三期長野県子ども・子育て支援事業計画（答申案）について

編集発行 : 長野県県民文化部こども・家庭課
〒 380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 の2
電 話 : 026-232-0111 (代表) 内線 2359
026-235-7098 (直通)
ファクシミリ : 026-235-7390
電子メール : kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp
ホームページ : <https://www.pref.nagano.lg.jp/>